行政文書不開示決定通知書

営企指令 第2号 令和4年2月28日

殿

茨城県知事 大井川



令和4年2月13日付けで開示請求のあった次の行政文書については、茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第11条第2項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

- 1 行政文書の名称
- 1)大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページへの土浦一高華道部員の写真掲載について、同部員または親権者の同意が分かる文書やメールなど電磁的記録
- 2)大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページに掲載されている土浦一高華道部員の写真データを提供する際、大井川氏側と確認している文書やメールなど電磁的記録(掲載場所・方法・期間や提供元明記など掲載条件を記した申請書や許可書等)
- 2 開示をしない理由
- 1)大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページへの土浦一高華道部員の写真掲載について、同部員または親権者の同意が分かる文書やメールなど電磁的記録

茨城県情報公開条例第7条第2号該当

当該文書の存否を答えること自体が、当該土浦一高華道部員又はその親権者の同意の有無を開示することとなり、第7条第2号の規定により不開示とすべき情報*を開示することになるので、存否を答えることはできないが、仮に存在するとしても、第7条第2号の規定により不開示になる文書である。

- ※第7条第2号の規定により不開示とすべき情報個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)。
- 2)大井川知事が政治家個人として開設している Facebook ページに掲載されている土浦一高華道部員の写真データを提

・方法・期間や提供元明記など掲載条件 可書等) を行ったため、当該文書を作成及び取 際に存在しない。
課 01-1111 (内線) 2128

(不服申立てに係る教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。